二　前号に掲げる海域のうち、北緯五十度の線、北緯二十度の線、西経百五十度の線及び東経百七十度の線により囲まれた海域並びに我が国の排他的経済水域、領海及び内水並びに我が国の排他的経済水域によって囲まれた海域から成る海域（東京都小笠原村南鳥島に係る排他的経済水域及び領海を除く。）を除く海域	全ての海域	総トン数百二十トン以上	黄緑色
			朱色　船橋の周囲を一メートルの幅で帯状に塗装すること

別表第八（第五十九条、第九十七条関係）

（表略）

（削る。）

別表第四（第五十九条関係）

（表略）

別表第五（第三十一条の五、第七十五条関係）

区域	上欄に掲げる区域内に立ち入ることができる者
一　漁業に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定第二条1に規定する海域	漁業に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定第二条3に定められたカナダ政府の権限ある当局が発給した許可証を有する者
二　ギルバート諸島の地先沖合における漁業に関する日本国政府とギルバート諸島政府との間の協定第一条に規定する海域	ギルバート諸島の地先沖合における漁業に関する日本国政府とギルバート諸島政府との間の協定に基づいてキリバス政府の許可を受けた者
三　漁業に関する日本国政府とソロモン諸島政府との間の協定第一条に規定する海域	漁業に関する日本国政府とソロモン諸島政府との間の協定第四条に定められたソロモン政府の発給した許可証を有する者
四　漁業に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の取極1に規定する海域	漁業に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の取極2に定められたフランス政府の権限のある当局が発給した許可証を有する者